



島根県報

令和7年1月17日（金）

号外第5号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第23号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	美川周布線	浜田市吉地町イ541番1地先から同町イ3番1地先まで	前	メートル 9.00～ 42.50	メートル 80.20	浜田県土整備事務所 拡幅及び減幅 仮設道撤去
			後	8.20～ 19.70	80.20	

島根県告示第24号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町上阿井2692番16地先から同番6地先まで	前	メートル 11.91～ 21.86	メートル 77.80	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 災害防除工事
			後	12.66～ 35.25	77.80	
県 道	米子広瀬線	安来市島木町46番2地先から同市折坂町34番13地先まで	前 A	9.82～ 15.52	237.90	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 迂回路撤去
			B	12.00～ 19.39	201.10	
			後 A	9.82～ 15.52	237.90	

島根県告示第25号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三隅美都線	浜田市三隅町河内1590番2地先から同1594番7地先まで	メートル 214.10	令和7年 1月17日	浜田県土整備 事務所	
〃	弥栄旭インター線	浜田市弥栄町門田843番20地先から同844番16地先まで	293.30	令和7年 1月17日		

島根県告示第26号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美川周布線	浜田市穂出町口188番1地先から同町口232番3地先まで	メートル 191.74	令和7年 1月17日	浜田県土整備 事務所	